

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 中ノ瀬航路等の区域の変更

開発保全航路のうち中ノ瀬航路、浦賀水道航路及び来島海峡航路の区域を変更すること。

(別表第二関係)

第二 附則関係

この政令は、平成二十年十二月一日から施行すること。

(附則第一項関係)